

昭和六十一年通商産業省令第四十六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第八条の第二項、第八条の五第二項、第八条の十第二項及び第三項、第八条の十四第一項及び第二項並びに第八条の一七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第八条の二第一項の規定により申請をしてようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一、名称及び住所

二、試験事務を行う事務所の名称及び所在地

三、行おうとする試験事務の範囲

四、試験事務を開始しようとする年月日

五、前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、定款及び登記事項証明書

二、最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

三、申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四、次の事項を記載した書類

イ、役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ、試験事務の実施の方法に関する計画

ハ、試験事務以外の業務を行つてゐる場合は、その業務の種類及び概要

（指定試験機関の名称等の変更）

第三条 指定試験機関は、その名称若しくは住所

又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を

経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一、変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地

二、変更しようとする年月日

三、変更の理由
(試験事務規程)

第四条 指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

二、指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一、変更しようとする事項

二、変更しようとする年月日

三、変更の理由

法第八条の五第一項の規定で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一、試験事務を行う時間及び休日に關する事項

二、試験事務を行う事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域

三、手数料の収納の方法に関する事項

四、試験の実施の方法に関する事項

五、合格者の公示に関する事項

六、合格証書の交付及び再交付に関する事項

七、試験員の選任及び解任に関する事項

八、試験事務に関する秘密の保持に関する事項

九、試験事務に関する書類の保存に関する事項

十、前各号に掲げるもののほか、試験事務に關する事項

（試験事務の休廃止）

第五条 指定試験機関は、法第八条の六の許可を受けてようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一、休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二、休止し、又は廃止しようとする年月日

三、休止しようとする場合にあつてはその期間

（役員の選任及び解任）

第六条 指定試験機関は、法第八条の人認めを受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならぬ。

一、休止又は解任の理由

（試験結果の報告）

第七条 法第八条の十第二項の経済産業省令、環境省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一、学校教育法（昭和二十二年法律第二十ニ号）に基づく大学又は高等専門学校において

農学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。）に関する学科を担当す

る教授又は准教授の職にあり、又はあつた者

において理科系統の正規の課程を修めて卒業

した者（当該課程を修めて同法に基づく専門

職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上國、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの的研究機関に從事した経験を有するもの

の研究機関に從事した経験を有するもの

の研究機関に從事した経験を有するもの

二、選任又は解任の理由
(試験員の要件)

第七条 法第八条の十第二項の経済産業省令、環境省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一、学校教育法（昭和二十二年法律第二十ニ号）に基づく大学又は高等専門学校において

農学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。）に関する学科を担当す

る教授又は准教授の職にあり、又はあつた者

において理科系統の正規の課程を修めて卒業

した者（当該課程を修めて同法に基づく専門

職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上國、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの

の研究機関に從事した経験を有するもの

二、試験区分ごとの一部の科目に合格した者の受験番号

（帳簿）

第十一条 法第八条の十四第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

